

令和6年度医療費等分析等業務委託 仕様書

神奈川県後期高齢者医療広域連合
企画課

令和6年度医療費等分析等業務委託仕様書

令和6年度医療費等分析等業務（以下「本業務」という。）については、業務委託契約書に定めるもののほか、本仕様書の定めるところによる。

1 目的

神奈川県後期高齢者医療広域連合（以下「委託者」という。）は、委託事業者（以下「受託者」という。）に、被保険者の健康状態や健康課題の把握及び、病気の発症予防や重症化予防業務・医療費適正化等への各種取組を推進することを目的とし、（1）医療費等分析業務、（2）訪問等保健指導対象者の抽出及び通知発送業務を委託する。

2 履行場所

受託者社屋及び神奈川県後期高齢者医療広域連合事務局

3 契約期間

令和6年5月21日～令和7年3月31日

4 業務概要

業務概要は以下のとおりとし、各業務の詳細は別紙1から別紙2のとおりとする。

（1）医療費等分析資料の作成（別紙1）

ア 医療費等分析資料

委託者が受託者に提供するデータを分析活用し、報告書を作成する。なお、報告書は統計情報にとどまることなく、効果的かつ効率的な保健事業の実施等への活用に資することを前提としたものとする。

イ 後発薬品効果分析資料の作成

先発医薬品から後発医薬品に切り替えることで医療費適正化が見込める被保険者に対して軽減可能額を通知するにあたり、事業効果の高い薬効が把握できるリストを作成する。

ウ 歯科健康診査事業の効果分析資料の作成

委託者が提供するデータを分析活用し、令和元年度から令和4年度までに実施した当該事業実施者のその後の医療機関受診状況及び医療費削減効果額等を記載した報告書を作成する。

令和5年度歯科健診モデル地区の健診結果を基にした各種分析結果を作成する。

エ 重複・頻回受診者、重複投薬者への相談及び指導の効果分析資料

令和5年度に保健指導通知を送付した者の、入院、外来及び調剤に関する医療費の分析を行う。

オ 糖尿病性腎症重症化予防のうち新規人工透析患者の分析および保健指導の効

果についての分析

カ 健康診査の結果についての分析

(2) 訪問等保健指導対象者の抽出及び通知発送等業務（別紙2）

ア 糖尿病性腎症重症化予防にかかる対象者

委託者が提供するリストに記載の対象者の連絡先調査および受診勧奨の通知発送を行う。

連絡先は、対象者全ての電話番号を、東日本電信電話株式会社が発行する50音別電話帳（ハローページ）を基に調査し、判明した電話番号を記載した同リストを納品する。

連絡先調査の想定する件数は50件程度とする。

イ 多剤服薬者・睡眠薬服薬者、重複投薬者

委託者が提供するレセプト等をもとに対象者を抽出し、適正服薬勧奨および個別相談案内の通知発送を行う。また、委託者が提供するリストに記載の対象者の連絡先調査を行う。

連絡先は、対象者全ての電話番号を、東日本電信電話株式会社が発行する50音別電話帳（ハローページ）を基に調査する。

連絡先調査の想定する件数は600件程度とする。

5 委託者が受託者に提供するデータ

(1) 被保険者マスタデータ

(2) 令和5年5月～令和6年4月審査分（令和5年度診療分）の電子レセプトデータ（医科、歯科、DPC、調剤）

(3) 令和元年度～令和5年度審査分のKDB抽出データ。分析に必要なKDB抽出データの種類については、委託者と協議のうえ決定。令和元年度以前のデータ（すでにKDBからは再取得不可のデータ）については、出力済みデータの範囲から提供可能。

(4) 令和元年度～令和5年度実施分健康診査 市町村別受診データ

(5) 令和元年度～令和5年度実施分歯科健康診査結果電子データ（歯科モデル地区含む）

(6) 歯科健診モデル地区における栄養相談結果

(7) 新規人工透析者数等集計表

(8) 糖尿病性腎症重症化予防事業に係る受診勧奨対象者リスト（50人程度）

被保険者番号、被保険者住所（郵便番号を含む）、氏名（カナを含む）、生年月日を記載したもの

(9) 重複・頻回受診者、重複投薬者保健指導対象者リスト（6,000人程度）

被保険者番号、被保険者住所（郵便番号を含む）、氏名（カナを含む）、生年月日、該当分類（重複受診者、頻回受診者、重複投薬者のうち）、受診医療機関名（医療機

関コードを含む)、処方薬(該当分類による)等を記載したもの

(10) 多剤・併用禁忌薬剤服薬保健指導対象者リスト(2,000人程度)

被保険者番号、被保険者住所(郵便番号を含む)、氏名(カナを含む)、生年月日、該当分類(多剤服薬、併用禁忌薬剤服薬の内)、受診医療機関名(医療機関コードを含む)、処方薬(該当分類による)等を記載したもの

※その他、業務履行に必要なデータは委託者と受託者で協議のうえ決定する。

6 体制の整備等

(1) 業務の履行について契約約款(委託業務一般)を遵守すること。

(2) 実施体制の整備

ア プロジェクトリーダーの設置

本業務に従事する者の服務等、個人情報の適切な取扱い、その他委託業務の作業全体に関する責任者としてプロジェクトリーダーを設置し、個人情報の取扱いに関する規定等の周知及び徹底、個人情報の安全管理や委託業務の進捗管理、品質管理を行うこと。

イ セキュリティ体制

データの受け渡し方法及びデータベースの作成を行う作業場所のセキュリティ対策については次のとおりであること。

(ア) データの受け渡し

本業務に使用するデータはパスワードを設定した上で、セキュリティ便等を用いて受け渡しすること。

(イ) 保管場所の施錠

受領したデータは、施錠可能な保管庫等に入れ、データを格納している業務サーバーもラック等に入れた状態にすること。受託者は、業務上知り得た事項について、他に漏らしまたはこれを利用してはならない。また、第三者に提供および利用させてはならない。

(ウ) データの廃棄

受託者は、業務履行するため収集、作成した個人情報を業務完了後速やかに復元できないよう廃棄し、その旨を書面で報告するものとする。

7 契約方法

単価契約とし、項目は別紙「令和6年度医療費等分析等業務委託単価表」のとおりとする。

8 委託料の支払い方法

(1) 完了検査及び委託料の請求

受託者は、上記4(1)~(2)の各業務完了後に委託者に書面で業務の完了を報告し、

委託者の検査に合格した場合、業務委託料の支払いを請求することができる。

(2) 支払期限

前号の規定に基づく適法な請求書を受理した日から 30 日以内とする。

(3) 消費税及び地方消費税

項目ごとの契約単価に処理件数を乗じた額（1 円未満の端数が生じた場合は端数を切り捨てる。）の合計に消費税額（地方消費税を含む。）を乗じた額を加算して受託者に支払うものとする。消費税及び地方消費税については、本契約の完成及び引き渡し日における税率によるものとする。

9 著作権について

(1) 本業務にかかる一切の著作権（著作権法第 27 条および第 28 条で定める権利含む）は、委託者に帰属するものとする。

(2) 受託者は著作者人格権について、一切行使しないものとする。

(3) 本業務委託料には、本業務により発生した著作権に係る著作権譲渡および著作者人格権不行使に係る代金を含むものとする。

(4) 受託者は委託者に対して、本業務において第三者の著作権、知的財産権およびその他権利について侵害しない事を保証する。

10 その他

(1) 当該業務に関連する法令（労働基準関連法令等）について遵守すること。

(2) 事業の変更、修正を要する場合や本記載に定めのない事項、本記載内容に疑義が生じた場合は、速やかに委託者及び受託者で協議のうえ、決定する。

(3) 成果物の作成について特許等がある場合は、受託者がその使用許諾等の責任を負うこと。

令和6年度医療費等分析等業務委託単価表

	項目		予定数量	単位	単価（税抜）
1	医療費等分析資料の作成		1	式	
2	訪問等保健指導対象者の抽出、連絡先調査及び通知 発送業務		—	—	—
(1)	連絡先調査		1	式	
(2)	糖尿病	受診勧奨通知、チラシ、封筒作成 （各種デザイン、レイアウト含む）	1	式	
(3)		受診勧奨通知の発送	50	件	
(4)	多剤・睡眠薬・重複投薬対象者保健指導事業	対象候補者の抽出及び選定	1	式	
(5)		案内通知、チラシ、封筒作成 （各種デザイン、レイアウト含む）	1	式	
(6)		案内通知の発送	600	件	

(別紙1)

「医療費等分析」の詳細

1 医療費等分析の作成

(1) 業務内容

委託者が受託者に提供するデータを基に、神奈川県後期高齢者医療広域連合被保険者における医療費等分析を行う。分析から、疾病別医療費や、医療費が高額な疾病等を把握することで現状課題を明確にし、「医療費等分析結果報告書(「経年比較資料」を含む。)」を作成する。

また、分析結果を市区町村別等に示し、市区町村は県と、神奈川県は全国と比較する等、明瞭に表や図を用いて図示すること。年齢別、性別分布により有効な分析結果が得られる項目については、その分析結果についても示すこと。分析に用いた各数値は、市区町村の指定により包括的、簡易的に確認することができ、県全体、他の市区町村間と比較可能な表形式(Microsoft Excel等)で提供すること。詳細は、落札業者と別途調整の上決定する。

ア 基礎統計

(ア) 被保険者数

全国、神奈川県、県内市町村ごとの令和5年度の被保険者数

(イ) 被保険者割合および伸び率

全国、神奈川県、県内市町村ごとの、被保険者割合および伸び率
2年間の数字と令和5年度マップ

(ウ) 平均自立期間および平均余命および要介護期間

全国、神奈川県、県内市町村ごとの平均自立期間および平均余命および要介護期間(県内順位)

(エ) 健診受診者

全国、神奈川県、県内市町村ごとの5年間の受診者数と受診率

(オ) 歯科健診受診者

神奈川県、県内市町村ごとの5年間の受診者数と受診率

(カ) 後期高齢者医療保険加入時(75歳)の生活習慣病※罹患状況

※生活習慣病：糖尿病 高血圧症 その他の循環器系疾患 脂質異常症
高尿酸血症 糖尿病性腎症 慢性腎不全 人工透析

イ 医療費分析

(ア) 総医療費

入院、入院外、調剤、歯科ごとの、総医療費、医療費の伸び率一人当たり実績医

療費

- (イ) 細小分類による医療費上位 10 疾病
入院、入院外、男性、女性、全数における 5 年間の変化
- (ウ) 健診受診による介護・医療への影響
健診受診の有無による、75 歳以上の、要介護度及び医療費の影響についての分析
- (エ) 要介護度と医療費の関連性
要介護認定前後の受診疾患の変化の分析（要介護度別）

ウ 高額医療費分析

- (ア) 高額医療費（1000 万円以上・500～1000 万円未満・100～500 万未満・50～100 万未満・50 万未満/月）の人数（県・市・区別）
 - (イ) 区分ごとの年齢および性別分布
 - (ウ) 区分ごとの病名の多い順
 - (エ) 区分ごとの健診結果の分析
 - (オ) 要介護度と高額医療費の関連性

エ フレイル防止・重症化予防の取組

- (ア) フレイル防止
 - a 患者数および被保険者の割合（年齢階級別）
筋骨格系については骨粗鬆症、関節症、脊柱障害、骨折
肺炎については感染症肺炎、誤嚥性肺炎
オーラルフレイル（歯科）については、う蝕歯肉炎および歯周疾患その他の歯および歯の支持組織の障害歯の補てつ
精神については認知症、うつ病
その他機能低下の関連疾患については貧血、低栄養、尿失禁
 - b 骨折のレセプト分析
入院、外来、部位ごと
骨折と介護状況との関連について（年齢階級別）
骨折と服薬状況との関連について
- (イ) 生活習慣病重症化予防
 - a 全被保険者数に占める※生活習慣病患者数の割合および傾向（年齢階級別）
 - b 全被保険者数に占める※生活習慣病の患者数の割合および傾向（要介護度別）

※生活習慣病：糖尿病 高血圧症 その他の循環器系疾患 脂質異常症 高

尿酸血症 脂肪肝

c 生活習慣病のレセプト数、総点数

d 精神科受診（通院）中で生活習慣病のレセプトのある被保険者数とその割合

(ウ) 糖尿病性腎症重症化予防

a 人工透析患者

人工透析患者数の5年間の推移

合併症 医療費

b 患者数・被保険者の割合

糖尿病、糖尿病性腎症、慢性腎不全および糖尿病性腎症以外の腎疾患

c 生活習慣病のレセプト数、総点数

オ 重複・頻回受診者、重複投薬者等への相談および指導

(ア) 重複・頻回受診者、重複投薬者等

重複受診、頻回受診の患者について、その要因となる疾病や薬剤、患者数の分析、

(イ) 薬物有害事象の分析

a 多剤投薬、併用禁忌、重複投薬、原因薬剤を服用されている者の人数（割合）、有害事象の発生頻度（医療費への影響）

b 深刻な副作用や症状の悪化が懸念される特定の薬剤の併用についての分析

c オプジーボやハーボニー等の高額薬を服薬している被保険者数

d フレイル症状（転倒、物忘れ等）との関連について

カ 要介護認定との関連性

(ア) 要介護認定と受診疾患

a 要介護認定前後の受診疾患の変化の分析

b 健診受診者の血液検査数値や生活習慣質問票の内容等から傾向の分析

(イ) 要介護（要支援）認定者の傾向

a 要介護度別の認定者数、割合 医療費

b 有病率（生活習慣病、認知症、低栄養など）

c リスク保有率（血糖、血圧、脂質、肝機能、腎機能、血色素、尿酸）

※健診受診者のみ

キ 後発医薬品使用率（数量ベース・金額ベース）

(ア) 調剤情報を基に後発医薬品の普及率、切り替え可能な金額・数量・患者数

を算出すること。

(2) 納品物

医療費分析結果を Microsoft PowerPoint もしくは Microsoft Excel を用いて報告書として納品する。

ア 報告書は A4 版、カラー刷りで製本したものを 10 部提出する。

イ 報告書および調査の過程で得られた統計資料等を表やグラフなど加工が可能な Microsoft Excel 形式で、電子媒体 (CD-R または DVD-R) で 1 部提出する。

ウ 1 (1) イについては、「保険者、外来/入院、性別」をそれぞれプルダウン形式で選択および設定すると、対応する表および、折れ線グラフが自動で更新され、「小分類による医療費上位 10 疾病 5 年間の変化」が一覧可能な、Microsoft Excel ファイルを提出する。

(3) 履行期限

令和 6 年 10 月 31 日までとする。

2 後発医薬品効果分析資料

(1) 業務内容

委託者が提供するデータを分析活用し、先発医薬品から後発医薬品に切り替えることで医療費適正化が見込める被保険者に対して軽減可能額を通知するにあたり、事業効果の高い薬効が把握できる資料を作成する。

(詳細)

薬効分類（薬効分類コード、薬効分類名）、数量ベース（後発医薬品・先発医薬品、普及率）、金額ベース（後発医薬品・先発医薬品、普及率）、差額がわかる資料とする。

(2) 納品物

本業務に係る資料については、適宜、委託者と協議および報告を行い、成果物として委託者の承認を得たものを納品しなければならない。

(3) 履行期限

令和6年8月31日までとする。

3 歯科健康診査事業の効果分析資料

(1) 業務内容

委託者が提供するデータを分析活用し、令和元年度から令和4年度までに実施した当該事業実施者のその後の医療機関受診状況および医療費削減効果額等を記載した報告書を作成する。報告書は表や図を用いて明瞭に図示し、適宜、委託者と協議および報告を行い、成果物として委託者の承認を得たものを納品しなければならない。

また、令和5年度歯科健診モデル地区の健診結果を基にした各種分析を行う。(受診した者の健診結果を悪化、維持、改善の3つに分類して結果を出す等、詳細の記載項目については、委託者と受託者で協議および調整し、決定するものとする。)

(2) 納品物

Microsoft PowerPoint 等を用いて報告書として納品する。

ア 報告書はA4版、カラー刷りで製本したものを10部提出する。

イ 報告書および調査の過程で得られた統計資料等を表やグラフなど加工が可能なMicrosoft Excel形式で、電子媒体(CD-RまたはDVD-R)で1部提出する。

(3) 履行期限

令和7年2月28日までとする。

4 重複・頻回受診者、重複投薬者等への相談および指導の効果分析資料

令和5年度に保健指導通知を送付した者の、入院、外来および調剤に関する医療費の分析

(1) 業務内容

委託者が提供するデータを分析活用し、保健指導通知を送付した者（当該事業実施対象者）のその後の医療機関受診状況及び医療費削減効果額等を記載した報告書を作成する。

報告書は表や図を用いて明瞭に図示し、適宜、委託者と協議および報告を行い、成果物として委託者の承認を得たものを納品しなければならない。

詳細の記載項目については、委託者と受託者で協議および調整し、決定するものとする。

(2) 納品物

Microsoft PowerPoint 等を用いて報告書として納品する。

ア 報告書はA4版、カラー刷りで製本したものを10部提出する。

イ 報告書および調査の過程で得られた統計資料等を表やグラフなど加工が可能なMicrosoft Excel形式で、電子媒体（CD-RまたはDVD-R）で1部提出する。

(3) 履行期限

令和6年8月31日までとする。

5 糖尿病性腎症重症化予防のうち新規人工透析患者の分析および保健指導の効果についての分析

(1) 業務内容

委託者が提供するデータを分析活用し、次の事項を記載した報告書を作成する。

ア 新規人工透析患者数5年間の推移

(合併症および医療費)

イ 平成29年度および平成30年度に糖尿病性腎症重症化予防事業対象者のうち、令和5年度に人工透析患者となった被保険者の分析

報告書は表や図を用いて明瞭に図示し、適宜、委託者と協議および報告を行い、成果物として委託者の承認を得たものを納品しなければならない。

詳細の記載項目については、委託者と受託者で協議および調整し、決定するものとする。

(2) 納品物

Microsoft PowerPoint等を用いて報告書として納品する。

ア 報告書はA4版、カラー刷りで製本したものを10部提出する。

イ 報告書および調査の過程で得られた統計資料等を表やグラフなど加工が可能なMicrosoft Excel形式で、電子媒体(CD-RまたはDVD-R)で1部提出する。

(3) 履行期限

令和7年2月28日までとする。

6 健康診査の結果についての分析

(1) 業務内容

委託者が提供するデータを分析活用し、次の分析内容を記載した報告書を作成する。

健診項目データ（血糖、血圧、脂質、肝機能、貧血、腎機能、尿酸）を判定値の4区分（保健指導判定値未満・保健指導判定値以上受診勧奨判定値未満・受診勧奨判定値以上・受診勧奨判定値のうち重症度の高いレベル）で分析する。

報告書は表や図を用いて明瞭に図示し、適宜、委託者と協議および報告を行い、成果物として委託者の承認を得たものを納品しなければならない。

詳細の記載項目については、委託者と受託者で協議および調整し、決定するものとする。

(2) 納品物

Microsoft PowerPoint 等を用いて報告書として納品する。

ア 報告書は A4 版、カラー刷りで製本したものを 10 部提出する。

イ 報告書および調査の過程で得られた統計資料等を表やグラフなど加工が可能な Microsoft Excel 形式で、電子媒体（CD-R または DVD-R）で 1 部提出する。

(3) 履行期限

令和 7 年 2 月 28 日までとする。

(別紙2)

「訪問等保健指導対象者の抽出及び通知発送業務」の詳細・業務概要

1 多剤・睡眠薬・重複投薬者の訪問等保健指導対象者の抽出

委託者の提供する令和6年3月末時点の被保険者リストから、次の手順に沿って抽出を行う。

(1) 抽出条件

取組区分について、次のアからエの各条件にあてはまる者を抽出する。なお、がん、難病、精神疾患、認知症、その他指導の効果が見込めないと判断される者は除外する。

ア 多剤服薬者

複数医療機関から内服薬が長期（15日以上）処方されているかつ長期処方の内服薬が15種類以上の者。

イ 睡眠薬服薬者

睡眠薬を服薬し、「後期高齢者の質問票」（厚生労働省策定）項目8「この1年間に転んだことがありますか。」に「①はい」と回答している者

ウ 重複投薬者

1か月間に同系薬品の処方日数の合計が60日を超えている、かつ3か月連続して超えている者

エ 上記に含まれていない者で、委託者が対象者と認めた者

(2) 抽出手順

ア 1(1)の抽出条件に該当する被保険者を抽出する。

イ 委託者の指定する市町村（取組区分によって指定する市町村が異なる場合がある。）住所に該当する被保険者を除く。

ウ 1(2)イの被保険者全員の連絡先調査を行い（2のとおり）、連絡先が判明した者を各取組区分200人（合計600人）ずつ委託者に令和6年8月9日までに報告する。

エ 連絡先判明者が200人を超える場合、取組区分における優先項目（例：発生日数、連続日数等）および順番を、委託者および受託者で協議・決定する。この優先項目および順番を基に、連絡先判明者を訪問指導の必要性がより高い者（程度の重い者）の順に順位付け（重みづけ）する。その上位200人を報告する。

オ 複数の取組区分に該当する者は、取組区分のうち優先度の高い区分とし、優先度の低い取組区分から除く。除かれた取組区分は、該当者分繰り上げる。

取組区分の優先順位は、1位睡眠薬服薬者、2位多剤服薬者、3位重複投薬者とする。

カ 連絡先判明者が200人に満たない取組区分が発生した場合、受託者は委託者に速やかに報告・協議し、満たない分、他の取組区分かつ連絡先判明者の人数を増やす対応とする。

キ 取組区分毎に、必ず神奈川県内（1(2)イで指定する市町村は除く）全て

の市町村各5名以上を報告者とする。

2 連絡先調査

(1) 1 (1) で抽出された被保険者全員および委託者が提供する糖尿病性腎症重症化予防事業に係る受診勧奨対象者リスト(50人程度:被保険者番号、被保険者住所(郵便番号を含む)、氏名(カナを含む)、生年月日を記載したもの)を使用する。

(2) リストについて、可能な限り次のとおり修正する。

ア 氏名

氏名の氏と名の間に全角空白1字挿入するまたは氏と名を別項目(例えば、Excel形式であれば、氏と名を別のセルに入力する等)に分割する。

イ 住所

(ア) 全角大文字のみの記載とし、半角または環境文字等は全角大文字に変更する。

(イ) 最大4項目に分割する(例えばExcel形式であれば、①神奈川県②横浜市神奈川区栄町③8-1④ヨコハマポートサイドビル9Fと、①から④を別のセルに入力する等)。

(ウ) 先頭に必ず都道府県名を入力する。

(エ) 建物名、マンション名は別項目に分割する。

(3) 2 (2) のリストについて、東日本電信電話株式会社が発行する50音別電話帳(ハローページ)を基に調査し、判明の有無および判明者はその電話番号を記載した連絡先リストを納品する。納品期限は令和6年8月9日とする。

3 通知発送

(1) 糖尿病性腎症重症化予防事業

委託者が提供する対象者リスト(令和6年7月31日までに提供)を基に、受診勧奨通知(付随する封入用封筒等を含む)を作成し発送する。

通知等は、受託者が作成し(紙面デザイン、レイアウト、文字体、イラストの作成等を含む)、委託者に事前に確認を取り、承認を得たものを使用する。通知等作成にあたっては、文書内に対象者の検査値を掲載、及びナッジ理論を用い、医療機関への受診を促す効果的な内容とすること。

ア 送付物

(ア) 通知文書(チラシ含む): A3(両面)1枚、カラー

(イ) 封入用封筒: A4用紙を折らずに入る大きさとする。

イ 作成データファイル形式

Word、Excel、その他委託者が認める形式

ウ 通知件数

30件程度とする。なお、送付に伴う経費については、単価を定め実施件数に応

じて支払うものとする。

エ 送付時期

令和6年10月31日までに送付すること。

(2) 多剤・睡眠薬・重複投薬者の訪問等保健指導事業

1に則って委託者が決定した通知発送対象者リスト（令和6年8月31日までに提供）を基に、指導・相談案内通知（付随する封入用封筒等を含む）を作成し発送する。

通知等は、受託者が作成し（紙面デザイン、レイアウト、文字体、イラストの作成等を含む。）、委託者に確認を取り承認を得たものを使用する。通知等作成にあたっては、文書内に対象者の医療機関、処方薬剤の数等を掲載、およびナッジ理論を用い、医療機関および委託者の指導・相談を促す効果的な内容とすること。

ア 送付物

- (ア) 通知文書（チラシ含む）：A3（両面）1枚、カラー
- (イ) 同意書兼申込書：A4（片面）1枚、カラー
- (ウ) 封入用封筒：A4用紙を折らずに入る大きさとする。
- (エ) 返信用封筒：長3サイズとする。

イ 作成データファイル形式＞

Word、Excel、その他委託者が認める形式

ウ 通知件数

600件程度とする。なお、送付に伴う経費については、単価を定め実施件数に応じて支払うものとする。（返信封筒に係る郵送料は、保健指導を実施する業者が負担するため除く。）

エ 送付時期

令和6年9月20日までに送付すること。